

## 卒業生（同期会・クラブOBOG会）の学校施設借用規定

### < 1 > 同期会・卒業生によるクラス会等で本校施設を借用する場合

- ・施設借用希望団体の代表責任者は、本校生徒部除外・連絡担当内同窓会係の教員にその旨を申し出てください。
- ・本校指定の「施設借用申請書（卒業生用）」に必要事項を記入して、上記の生徒部同窓会係に提出してください。
- ・生徒部同窓会係が管理職（教頭）に提出した上記「施設借用申請書（卒業生用）」を、管理職および事務室で検討し、施設借用希望団体の代表責任者に借用の可否について返答します。
- ・施設借用希望団体の代表責任者は、施設借用許可の連絡を受けてから、すみやかに事務室および生徒部同窓会係と具体的な打合せを行い、必要があれば生協食堂等との手続・打合せをはじめてください。
- ・施設借用希望団体の代表責任者は、施設借用終了後に、施設管理責任者の副校長、事務長、教頭または管理人にその旨を告げ、施設借用前への原状回復に努めてください。また、当該団体の催しに参加したすべての卒業生が校外に出たことを責任をもって確認した後、その旨を管理人に報告してください。
- ・貴重品等の管理については、一切の責任を負えませんので、施設借用希望団体の代表責任者は、当該団体の催しに参加した卒業生に対し、貴重品等の自己管理の徹底を、お願いします。
- ・本校へ車での来校はご遠慮ください。

### < 2 > クラブOBOG会等で本校施設を借用する場合

- ・施設借用希望クラブOBOG会等の代表責任者は、当該クラブの現顧問との相談を経て、本校生徒部除外・連絡担当内同窓会係の教員にその旨を申し出てください。
- ・施設借用希望クラブOBOG会等の代表責任者のその後の手続きは、上記< 1 >と同様です。当該クラブの現顧問と必ず確認を取りながら、行動してください。
- ・当該クラブの現顧問は、当該団体の催しに参加したすべての卒業生が校外に出たことを代表責任者とともに確認した後、その旨を管理人に報告してください。
- ・当該クラブの現顧問は、クラブOBOGと在校生間にトラブルが発生しないように、教育環境の保全のための監督および指導を行ってください。